

新型コロナウイルス感染症対策に係る全国知事会等の緊急提言等

全国知事会

3月25日	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言	… 1
4月 2日	新型コロナウイルス感染症に打ち克つために ～日本と地域を守る全国知事会宣言～	… 5
4月 8日	打倒コロナ！危機突破宣言	… 6
	「緊急事態宣言」を受けての緊急提言	… 7
4月17日	全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言	…10
4月23日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言	…14
	ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでのちとふるさと・日本を守ろう～	…18
4月30日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言	…19
5月 5日	緊急事態宣言の期間延長を受けて	…25
5月13日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言	…27
	雇用調整助成金等に係る緊急提言	…30
5月15日	「コロナ克服への道」共同声明	…33
5月20日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の『飛躍的増額』に向けた緊急提言	…34

中国地方知事会

4月15日	中国地方知事会緊急メッセージ～一人ひとりの行動が周りの方の命を助けることになります！！～	…47
4月20日	中国地方知事会緊急メッセージ～ゴールデンウィーク期間中の往来自粛について～	…49
5月15日	中国5県 移動の自粛継続宣言～県民の皆様へのお願い～	…51

関西広域連合

4月 8日	関西・外出しない宣言	…52
4月23日	関西・GWも外出しない宣言～緊急事態をみんなで乗り越えよう～	…53

その他

4月28日	日本創生のための将来世代応援知事同盟 緊急共同メッセージ 子どもたちと未来を新型コロナウイルスから守ろう！	…54
5月12日	感染拡大を防止しながら一日も早く経済・社会活動を正常化し、日常を取り戻すための緊急提言	…56



新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言

国においては、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、20日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示された。

一方で、患者の急増、いわゆるオーバーシュートの発生の可能性も想定し、クラスター対策や重症者に重点を置く入院医療体制の整備に全力を挙げる旨が示されたところである。

全国知事会としては、今後の対策を国と一体となって強力に進めていくため、以下の点について適切に対応されるよう緊急提言する。

記

1 政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定

感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的な対策が行えるように、同法第18条に基づく基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

2 政府による国民に対する強力な注意喚起

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に至らない場合であっても、患者数が急速に拡大しオーバーシュートの発生が懸念される地域において、明確な根拠を示し、政府の責任においてアラートを出すなど住民に対して強力な注意喚起を行うこと。

その際、都道府県に対して、事前に情報提供を行うこと。

3 感染状況に係る地域類型の基準について

3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」における、地域ごとの対応に関する基本的な考え方に係る地域類型について、各都道府県がどのような地域に該当するかを判断するための基準を示すこと。

4 国と地方の緊密な情報共有

厚生労働大臣と全国知事会のホットラインを構築し、緊急の場合であっても意思疎通を可能にすること。

また、各地方ブロックで厚生労働省から各都道府県に対して状況等について説明すること。都

道府県境を越えて広域に影響するような情報については、必要に応じて、適切に、隣接する都道府県や各地方ブロックなどの単位での情報提供を行うこと。

5 医師会や医療関係団体等に対する協力要請と合意形成

地方では医師会等と調整を図り体制整備を進めているが、国においても責任を持って医師会など関係団体との協力体制と合意形成を進めること。

また、都道府県調整本部等の設置にあたっては、広域的な搬送調整等のノウハウと経験を有するDMATメンバーの協力が不可欠と考えられることから、既存の枠組みにとらわれずDMATの参画・活動が迅速に行えるよう、統一的な考え方を示すこと。

6 入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者を医療機関で適切に治療できるようにするため軽症者等を自宅等で診療する場合の医療法及び健康保険法上の特例的な措置、既存病床の有効活用のため精神病床等と一般病床間の一時的な転用を柔軟に行えるような医療法上の特例的な措置、都道府県調整本部の設置や、入院患者の医療機関への割当て等の調整に資する国の財政的、技術的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

例えば、軽症者等へ往診・訪問診療により対応する場合には、保険医療機関の所在地と患者の住所地との距離が16キロメートルを超える場合であっても認めるほか、巡回診療により対応する場合は医療法の運用上特別の処置を行い、診療所の開設手続きを不要とするなど対応可能とすることや、空床確保に係る国庫補助について、都道府県が必要と認めるものについてはすべて対象とすること。

また、一般病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、入院医療機関を支援するための制度を創設すること。

7 医療専門人材の広域融通制度の創設

医療専門人材については地域偏在が大きいと、都道府県域や都道府県内の医療圏域等を超えて、人材派遣を行うことが必要な場合も考えられる。

このため、新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る制度を創設すること。

あわせて、医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援制度を創設すること。

8 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われているところであるが、救急搬送を行う消防本部においても既に在庫不足が憂慮されており、一刻も早い供給が必要であること、また、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場や消防本部での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等一

般病棟において必要な幅広い医療機器の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。あわせて、医療機関の医療廃棄物処理経費も増加していることから、必要な支援を行うこと。

また、検査が必要な方のPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、既に研究用として販売されている抗体検査キットに対する精度等の評価を速やかに行うとともに、特効薬及びワクチンを早急に開発し、医療機関において速やかに検査、診療できる体制とし、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

9 社会福祉施設等への供給

消毒液については、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされ、供給の準備が進んでいるところであるが、今後も、社会福祉施設等が必要としているマスク等の衛生物品全体については、消毒液と同様に優先供給のしくみを示すなど、国において責任をもって調達するとともに、都道府県にその見通しを示すこと。

10 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等一般病棟において必要な備品整備に対する国庫補助事業の繰越や令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

また、帰国者・接触者外来を行う感染症指定医療機関等では、風評被害等により外来患者の減少がみられるため、国において帰国者・接触者外来での感染症防止の対応（動線の区別など）は十分配慮されており安全である点などを広くPRするとともに、減収に対する支援を行うこと。

11 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する分かりやすい基準がまだ示されていない。

現在、イベント等の主催者がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、オーバーシュートが発生する懸念も踏まえ、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損失について補償するなど、強力かつ実効性のある対策を講じること。

12 水際対策の徹底

感染が疑われる帰国者の増加に伴い、既に水際対策の強化が行われているところであるが、現

状、帰国者に要請される検疫所長の指定する場所での14日間の待機や、国内における公共交通機関の不使用を強制できないことから、感染者が空港での待機要請に従わず、公共交通機関を使用し帰国する例が発生している。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、検疫所長の指定する場所での14日間待機の徹底や、住所地を所管する保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制の構築、待機等に伴う帰国者の費用負担を軽減するなど、水際対策が徹底される実効性の高い措置を講じること。

1.3 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月25日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！

～日本と地域を守る全国知事会宣言～

命と健康を守ろう！

<全国知事会は>

- ・感染者が急増しつつある都道府県では、不要不急の往来や外出の自粛の呼びかけをはじめています。これからも全国で実効性のある、ウイルスとの闘いを続けていきます。

<国民の皆さんへ>

- ・自粛要請が出ている地域では、自治体の要請に従って不要不急の外出や夜間の外出を控えましょう。また、自粛要請が出ていない地域の皆さんも各自治体の自粛要請の趣旨に沿って、その地域との不要不急の往来を控え、「3つの密」を避けるなど、感染拡大防止に協力しましょう。
- ・お住まいの自治体以外に滞在される場合は、滞在する自治体の要請に従って行動をお願いします。
- ・「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の三密を避ける基本的な予防策（行動変容）を自分のためにだけでなく、大切な人のためにも是非守ってください。
- ・海外から帰国された方は、指定された場所で待機し、入国の次の日から14日間は体温測定を毎日行うなど、健康管理に十分ご注意ください。
- ・企業の皆さんにおかれましては、従業員が休みやすい環境整備や在宅勤務、時差通勤等に配慮してください。

大切な医療機関を守ろう！

<全国知事会は>

- ・PCR検査、入院病床、重症者の受け入れ体制を整え、都道府県間・ブロック間での相互応援を行うなど安心・安全な医療提供に全力をあげていきます。

<国民の皆さんへ>

- ・地域の医療を守るために、風邪症状や発熱が続いている場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- ・かかりつけ医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

頑張る人の尊厳を守ろう！

<全国知事会は>

- ・新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者をはじめ、感染症対策にあたる人たちの職場環境の安心・安全を図ります。
- ・先行き不透明な中で、頑張っている事業者の方々、困難な中、頑張っている住民の皆様を、国とともに支えます。

<国民の皆さんへ>

- ・医療をはじめ感染症対策従事者など第一線で闘っている方々を、不確かな情報に惑わされることなく、差別や偏見を持たずに応援しましょう。新型コロナウイルスの猛威に立ち向かっている患者や企業・団体を応援しましょう。

打倒コロナ！危機突破宣言

昨日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言が発せられた。我々47人の知事は、国民の皆様や政府とともに、対象地域もそれ以外の地域も全都道府県が団結して、医療体制構築や感染拡大防止など、地域の総力をあげ、この歴史的危機を突破するため闘いに乗り出した。

すべての国民、企業はじめ皆様のご協力が一つにまとまるのが、「大切な人の命」と「国」を守る。

この1ヶ月で何としても危機突破への道を開くため、国民の皆様の格別のご理解と勇気ある行動を心より願います。

医療崩壊を何としても防ごう

- ・海外のような医療崩壊を何としても防ぐため、重症・中等症・軽症ごとの医療の振り分けや病院内での感染防止にご協力ください。
- ・このため、風邪症状や発熱が続いている場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- ・かかりつけ医療機関を受診するときも、事前に電話して指示に従うようにし、直接医療機関に行くことは絶対にやめてください。
- ・医療をはじめ感染症対策従事者など第一線で闘っている方々を、不確かな情報に惑わされることなく、差別や偏見を持たずに応援しましょう。

命と健康をみんなで守ろう

- ・緊急事態宣言の「対象となった地域」では、生活の維持に必要な場合を除いて、みだりに外出したり、他地域と往来したりしないでください。
- ・緊急事態宣言の「対象となっていない地域」においても、宣言の趣旨を踏まえ、感染拡大を防止するため、「対象となった地域」との往来を控えるほか、地域の感染拡大防止対策に是非とも協力してください。
- ・あなただけでなく周囲の大切な人を守るためにも、「密閉」、「密集」、「密接」の三密を避け、こまめな手洗いや咳（せき）エチケットを励行しましょう。

令和2年4月8日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

「緊急事態宣言」を受けての緊急提言

国は、大都市部における感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を踏まえ、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行った。

各都道府県では、これまでも都道府県として不要不急の外出や夜間の外出の自粛など独自の要請や、命を守るための医療提供体制の確保や新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の取組だけでなく、地方ブロック単位や地方ブロックを越えて、医療物資の供給や医療体制の連携など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を進めてきた。

全国知事会としては、今後、緊急事態宣言の対象となる地域での感染拡大が一日も早く終息するよう、また、対象地域が更に拡大することのないよう、対象地域の知事が法に定められた権能を十分に駆使することができるよう、また、それぞれの都道府県が一致団結して取組を進めるとともに、引き続き、国と一体となって感染拡大の防止に全力を挙げて取り組む決意であり、国においては、当該宣言が実効性のあるものとするため、是非とも下記の点について対応するよう緊急に提言する。

記

1 イベント等の開催や事業活動の自粛など感染防止のための協力要請に対する補償等

イベント等の自粛や事業活動の休止については、主催者や事業者など地方公共団体からの要請の趣旨を理解し、協力していただくことが非常に重要であることから、国においては、まずもって緊急事態宣言の対象地域を皮切りに、中止・休止に伴う営業損失について補償するなど、主催者や事業者が安心して要請に協力していただけるよう、強力かつ実効性のある対策を講じること。

また、イベント等の開催や事業活動の自粛については、1,000㎡以下の対象とする施設の範囲の明確化も含めて、判断基準を明確に示すこと。

さらに、事業継続のために新たに創設される給付金については、早期に給付するとともに、必要に応じて複数回給付を行うこと。

2 緊急事態宣言の対象地域から他の地域への感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

「緊急事態宣言」により、その対象となった地域に対して強力なメッセージを発出することが、結果として感染が確認されていない地域や感染拡大が収まっている他の地域に潜在的な感染リスクを不用意に拡散させることにつながりかねないことから、国の責任において、「緊急事態宣言」の対象地域から他の地域への移動の自粛並びに他の地域に移動する方々に対する移動先での健康管理の徹底及び「帰国者・接触者相談センター」への早期相談等について、注意喚起を徹底すること。

併せて、国民の行動変容を促すため、国民に対してわかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。

3 命を守るための医療提供体制の整備

(1) 医療現場等への医療物資の安定的な供給等

医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要な医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう国の支援が不可欠であり、引き続き、医療物資の調達・供給を進めるとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めること。

また、さらなる感染防止を進めるため、感染が確認された患者情報を国と都道府県で共有するとともに、I g M及びI g G抗体検査法を承認した上で、PCR検査との併用を行うことにより、検査体制の効率化を図ること。併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、必要な検査試薬の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

さらに、簡易検査キット、特効薬及びワクチンを早急に開発するとともに、実用化を急ぎ、新型コロナウイルスに対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

加えて、治療薬の適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡事例の回避に努めること。

(2) 入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、緊急事態宣言の対象地域であるか否かにかかわらず、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療する場合の医療法及び健康保険法上の特例的な措置、既存病床の有効活用のため精神病床等と一般病床間の一時的な転用を柔軟に行えるような医療法上の特例的な措置、都道府県調整本部の設置や、入院患者の受入病床の確保に係る医療機関への要請等の調整に資する国の財政的、技術的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

例えば、巡回診療により対応する場合は医療法の運用上の特例として、診療所の開設手続きを不要とすることや、空床確保に係る国庫補助について、病棟単位での確保など都道府県が実情に応じて必要と認めるものについてはすべて対象とするほか、感染患者を受け入れる医療機関に対して報酬の上乗せをすること。

また、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ入院医療機関を支援するための制度を創設すること。

特に、無症状患者、軽症患者を受け入れるホテル等の借り上げにかかる経費の財源については、その全額を国の責任において確保すること。

(3) 医療専門人材の広域融通制度への支援

都道府県域や都道府県内の医療圏域等を超えて、医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、財政的、技術的、人的支援を行うこと。

4 地域の自由度の高い財政支援制度の創設

国においては、今回、創設されることとなった、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」や、感染防止策や医療提供体制の整備について地域の感染状況等の実情に於じて各都道府県が必要とする対策を柔軟かつ機動的に行える「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるために、交付金の配分について配慮すること。併せて、極力、各都道府県の判断で柔軟に活用できる制度とするとともに、申請書類の簡素化等、迅速な手続きが可能な制度設計とすること。

5 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

令和2年4月8日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言

国は、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行い、不要不急の外出の自粛など人と人との接触を減らすよう求めてきた。しかし、「緊急事態宣言」発令以降も外出の自粛が徹底されているとは言えず、また、7都府県以外の地域においても自主的に「緊急事態宣言」を発出する地域が増えてきた状況等を踏まえ、令和2年4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大した。

全国知事会としては、「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大された事実を重く受け止め、今後、医療資源に乏しい中山間地域や離島も含めて全国で感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息するよう、また、各都道府県知事が法に定められた権能を十分に駆使することができるよう、それぞれの都道府県が一致団結して取組を進めるとともに、引き続き、国と一体となって感染拡大の防止に全力を挙げて取り組む決意であり、国においては、当該宣言が実効性のあるものとするため、是非とも下記の点について対応するよう緊急に提言する。

記

1 感染防止の協力要請に対する補償と観光・宿泊・飲食等への救済措置

外出の抑制の要請であっても飲食店をはじめ事業者に多大な影響が生じることから、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任のもと事業者への損失補償を行うとともに、感染拡大で影響を受ける観光・宿泊・飲食等の事業者に対する救済的な措置を講じること。

併せて、休業した事業者の家賃負担を軽減するため、テナントの支払を猶予する法制的措置を至急検討すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」について、営業を中止した事業者への協力金を交付する際にも活用できるよう、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、その総額を大幅に増額すること。

さらに、持続化給付金については、就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人や文化芸術活動を行う公益法人等についても対象とするなど、支給対象をできるだけ幅広くするとともに、生活支援のための給付金も含め早期に給付すること。こうした交付金や給付金については、影響の長期化への不安に対応するためにも、第二弾、第三弾の措置を講じるなど、必要に応じて複数回の給付を行うこと。

雇用調整助成金については、上限額の引き上げや早期給付のための手続きの簡素化を行うとともに、激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

2 各道府県が実施する緊急事態措置の範囲

各道府県知事が新型インフルエンザ特別措置法に基づいて、感染を防止するために行う協力要請について、その対象となる行為、施設等の範囲及び財政支援のあり方についての国の方針を個別具体的に明確にするとともに、今回の対象地域の拡大の趣旨を踏まえ、ホテル・旅館等の宿泊施設の全体に対して休業を要請できるよう、柔軟な取り扱いとすること。

また、各都道府県知事が緊急事態措置を講じる際には、各都道府県からの協議に速やかに回答すること。

3 感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

国においては、緊急事態宣言の全都道府県への拡大の理由を国民に丁寧に説明するとともに、都道府県域を越える移動の自粛並びに他の地域に移動する方々に対する移動先での健康管理の徹底など注意喚起を徹底すること。また、羽田空港で実施されている搭乗者への体温測定と感染症が疑われる場合の搭乗拒否について、他の空港や鉄道、船舶等でも、同様の対応をとること。

特定警戒都道府県等との間をはじめ各都道府県間の往来については、観光はもとより仕事や帰省等であっても特に必要な場合を除いて見合わせるよう、国の責任において強く呼びかけること。

特に、ゴールデンウィーク中の人の往来による感染拡大を防ぐため、国の責任において、国民に対し、家族・親戚が帰省しないよう呼びかけること、単身赴任中の方も含め家族・親戚に会うために移動をしないこと、旅行や観光を目的とした移動をしないよう、注意喚起を徹底すること。

併せて、国民の行動変容を促すため、国民に対してわかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。

なお、全国への感染拡大を防ぐためには、県境を越えた人の往来を抑制することが重要であり、特に、県境を跨いだ経済圏が形成され、通勤による多くの人の往来がある場合については、その抑制のため、国において、広域的な見地から働きかけを行うこと。

4 命を守るための医療提供体制の整備

(1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。

加えて、アビガン等の治療薬の実用化に向けて適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡事例の回避に努めるとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。

(2) 医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーズブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、引き続き、国の責任において速やかに医療物資の調達・供給を進め、調達状況の情報を明らかにするとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めること。

また、さらなる感染防止を進めるため、感染が確認された患者情報を国と都道府県で共有するとともに、IgM及びIgG抗体検査法を承認した上で、PCR検査との併用を行うことにより、検査体制の効率化を図ること。併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

併せて、事業者による消毒用アルコール製造への参入が円滑に進むよう、製造免許・販売業免許の規制を緩和すること。

- (3) 患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため、また、軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療するために、引き続き医療法及び健康保険法上の弾力的な運用を認めること。臨時の医療施設を含め、各都道府県において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を活用できるように国の財政的な責任を果たすとともに、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

また、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ、診療報酬のさらなる増額を行うとともに、空床確保に係る国庫補助について、単価の大幅引き上げや病棟単位での確保も対象とするなどにより、入院医療機関を支援すること。

なお、今後、重症者が増加することも考慮し、重症者の診療については急性期管理を行う病棟の特定集中治療室管理料を集中治療室以外においても算定可能にするなど、診療保障上の措置を講ずること。

さらに、感染症指定医療機関、協力医療機関の風評被害等による経営悪化や新型コロナウイルス克服後の財政的支援や、治療にあたる医療従事者に対する危険手当などの支援を行うこと。

- (4) 国において、都道府県域を超えた医療専門人材の派遣のための広域融通制度を創設すること。

また、都道府県が医療圏域等を超えて医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、財政的、技術的、人的支援を行うこと。

5 地域の自由度の高い財政支援制度の創設及び手続の簡素化

- (1) 国においては、今回、創設されることとなった、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」や、感染防止策や医療提供体制の整備について地域の感染状況等の実情に応じて各都道府県が必要とする対策を柔軟かつ機動的に行える「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるために、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応や家計急変に伴う高校生等奨学給付金など、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするなど、各地域の実情に応じて実効性ある対策が講じられるよう、その総額を大幅に増額するとともに、交付金の配分について十分配慮すること。併せて、スピード感が必要不可欠であり、速やかに制度設計を行うとともに、各都道府県が迅速に執行できるようにすること。また、各都道府県の判断で年度間流用も含め柔軟に活用できる制度とすること。

- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、国においては、地方公共団体が実施する創意工夫をこらした「まなびの支援」に必要な財源について、その全額を国の責任において確保すること。

国においては、戦略的な構想の下で、児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」を強力に推進し、在宅学習をはじめ、Society5.0に

ふさわしい学習環境を迅速に整備すること。

また、学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの保護者負担金の無償化等の負担増については、全額国が負担すること。併せて、休むことができない保育士や放課後児童クラブの指導員の負担軽減を図るため、国において登園自粛の呼びかけを行うとともに、休業等対応支援金の交付対象に保育所等も追加すること。また、各園での交代制勤務などの工夫を促進すること。

- (3) 今後、より緊急度が高まり、日々の生活に困窮する方が増加することが見込まれるため、従来の手順、手法にとらわれず、緊急事態として大胆な事務の簡素化を図り、真に必要な支援が必要な方に一刻も早く届くようにすること。

6 地方における円滑な執務体制の確立

この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしていることから、地方自治体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。特に、感染の拡大・長期化は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収はかつてない大幅な減収となるおそれがあるため、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても、減収補填債の対象とすること。

また、各省庁からの通常業務に係る照会への回答等が各都道府県の職員の大きな負担となっていることから、こうした通常業務については休止・延期するなど、全都道府県が新型コロナウイルス対策に全力で取り組めるよう、国においても配慮すること。

7 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

8 事態収束に向けたさらなる対策の検討

感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、宣言の対象区域における外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討を開始するとともに、5月7日以降についての対策を明らかにすること。

令和2年4月17日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国は、4月7日に7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行い、さらに4月16日に対象地域を全国に拡大した。また、4月20日に新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算を閣議決定した。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」で休業要請に応じた事業者等への協力金に対しても活用できるようにされたことなど、これまでの全国知事会からの提言を踏まえた迅速な対応に改めて感謝申し上げたい。

今後も、47都道府県は一致団結して、国と一体となって感染拡大の防止等に全力を挙げて取り組む決意であるが、この取組を進める上で、以下の点について国の対応が図られるよう提言する。

1 休業要請等について

- (1) 各都道府県が行う、緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (2) 新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づく都道府県の休業要請について、業界団体に対し法の趣旨を丁寧に説明し、協力するよう働きかけること。
- (3) セーフティネット保証5号の対象から除かれている業種についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業要請をすることで売上減少などの影響が甚大であることに鑑み、指定業種に追加すること。
- (4) 大型連休中における都道府県境を越えた人の移動の最小化を推進するため、国管理の道路の規制や駐車場の利用禁止の実施など、関係法令の特例措置を講じること。

2 国の緊急経済対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるため、補正予算に計上されている予備費の活用も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の総額を大幅に増額すること。

交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。

また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。

さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」についても、総額の増額など、地域が必要とする医療提供体制を整備するための措置を講ずること。
- (3) 「持続化給付金」について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者へ周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度とすること。さらに、「特別定額給付金（仮称）」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずること。
- (4) 雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講ずること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。
- (5) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。
- (6) 休業や失業により生活資金でお困りの方々のために生活福祉資金貸付制度の対象者、貸付上限額、据置期間等の拡充がなされたが、お困りの方々にとって使いやすい制度となるよう、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長などさらなる措置を講ずること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設・設備費の国庫補助について、令和元年度と同様に令和2年度においても内示前着工が可能となるよう必要な措置を講ずること。
- (8) この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしていることから、地方自治体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。特に、感染の拡大・長期化は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収はかつてない大幅な減収となるおそれがあるため、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても、減収補填債の対象とすること。
- (9) 地域企業再起支援事業（自治体連携型補助金）について、事業者が一刻も早く再起に向けた取組を実施できるように、事業者の事前着手を認めること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。

加えて、アビガン等の治療薬の実用化に向けて適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡及び重篤化事例の回避に努めるとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。

併せて、治験終了後、薬事承認については可能な限り迅速に行うこと。

- (2) 医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要な

サージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスプレイブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、引き続き、国の責任において速やかに医療物資の調達・供給を進め、調達状況の情報を明らかにするとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めること。

併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

- (3) 感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行う責務があるにも関わらず、患者情報が集約できない状況にある。都道府県に速やかに情報が集約する仕組みを構築するとともに、報告内容についても、入院患者に対するPCR検査件数を含めるなど、都道府県が医療提供体制の整備に必要な情報を把握できるよう、見直しを図ること。
- (4) 医療崩壊を防ぐためには重症者のための病床確保とともに、一般医療機関における感染症患者の外来、入院受け入れの拡大を行う必要がある。各都道府県では医療機関への協力要請を行っているところであるが、国においても国が関与する医療機関に対し、受け入れ拡大に向けた働きかけを行うこと。
- (5) 先日、重症・中等症患者受け入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。さらに、空床確保に係る国庫補助について、単価の大幅引き上げや病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関を支援すること。
- (6) 感染を疑われる方に対して確実にPCR検査が実施できるよう、都道府県では検査実施体制の拡充を検討しているが、導入を検討している検査機器や試薬の国認可が下りていないため、進捗を図れない。実用化の目処が立っている検査機器や試薬の認可について、薬事承認や保険適用の迅速な対応を図ること。
- (7) 医療資源に乏しい離島において陽性患者の発生による医療体制の崩壊を防ぐため、空港やフェリーターミナル等に配備するサーモグラフィを調達・確保すること。

4 事態収束に向けたさらなる対策の検討

感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討を開始し、5月7日以降の対策を明らかにするとともに、状況に応じてさらなる臨時交付金の増額や追加の補正予算についても検討すること。

令和2年4月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

ゴールデンウィーク緊急要請

～ みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう ～

賢明かつ節度ある行動で見えない敵
「新型コロナウイルス」に打ち克とう！

外出しないで

- ・不要不急の外出はしない。

帰省や旅行をしないで

- ・県境を越えた移動をしない。
- ・家族、親戚、友人に会うための移動はしない。
- ・帰省もしない。観光地、海、山へも行かない。

「3密」を徹底的に回避

- ・近くの公園への散歩や買い物であっても、「3密」(密閉、密集、密接)は絶対に避ける。
- ・人と人との距離は2mを確保。
- ・買い物は必要最小限の人数で。

企業、団体の方々も御協力を

- ・施設の使用制限要請には応じる。
- ・休暇をまとめて、従業員の出勤を極力減らす。
- ・電話やビデオ会議など、人と人との接触機会を減らす。

令和2年4月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に係る全国知事会の累次にわたる緊急提言に対して、真摯に対応いただき感謝申し上げたい。

この度、全都道府県を区域とする緊急事態措置の終期が5月6日に到来することを踏まえ、わが国の新型コロナウイルス対策を都道府県との協働により効果的に執行するとともに、経済社会における影響を極力抑えるために、政府におかれては今後の方針を早期にお示しいただき、以下の点について早急に対策を講じられるよう提言する。

記

1 緊急事態宣言について

(1) 緊急事態宣言については、国民生活に大きな影響を与えることから、国の責任において、感染拡大状況や医療体制など専門的知見に基づきできるだけ早く終了又は延長の判断を行うこととし、その際には発動・継続・解除の基準を具体的に明らかにした上で、今後の終息に向けた見通しを早急に示すなど、厳しい状況に耐え奮闘してきている国民、事業者、地域に対して十分説明責任を果たすとともに、その根拠となるデータや専門家会議の議論について、広く国民と共有できるようにすること。また、緊急事態宣言を継続せざるを得ないと判断する場合、国として覚悟をもって集中的に対策を講ずるとともに、一部の地域のみ解除することにより「新たな人の動き」を生じさせ全国的に感染拡大させることがないように、全都道府県を対象地域とすることを視野に検討し、その際、地域ごとの実情を踏まえ、感染の実態に応じ、段階に応じた対策(学校での活動、屋外活動、少人数会合等)を、政府として明示すること。

(2) 学校については文部科学省として責任をもって学校の休業・再開の基準・ガイドラインを示すこと。また、5月7日以降も学校の臨時休業を継続する選択を自治体が行うこととなる場合は、自治体間や児童生徒間で学習機会の格差が生じないように、ICTを活用したオンライン学習やNHKなどテレビを活用した学習機会を確保するとともに、これまでの学校臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、家庭学習に必要な教材の作成・郵送費等、環境整備のための支援や、教員や学習指導員等の支援の拡充、土曜日や長期休業期間も活用するなどの教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。

併せて、諸外国でおこなわれている9月入学制についても、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含めて社会に幅広い影響を及ぼすことになるものであり、様々な見地から各界各層を交え検討を要する国家的重要課題であるが、一方、学校休校の長期化に対する不安を解消するとともに、子どもたちのグローバルな活躍にも資するものでもあり、政府におかれては国民的な骨太の議論を行うこと。

(3) 観光地の旅館・ホテルや道路については、新型インフルエンザ等対策特別措置法と旅館業法や道路法をはじめとした他法令との整合性について、法改正も含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取り組みを行えるような措置を講ずること。

- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の対象範囲外の施設に対する同法第24条第9項による営業休止など、「必要な協力の要請」に関する都道府県対策本部長の裁量権を拡大すること。
- (5) 大型連休中の往来自粛は全国的な課題であり、国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施するとともに、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。
- (6) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討すること。

2 実効性ある感染症拡大防止対策の強化について

- (1) 特定警戒都道府県を中心に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在するところである。全国にチェーン展開する事業者に対し政府としても休業等を要請するとともに、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を早急に図ること。また、こうした補償・支援を特別措置法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにするとともに、都道府県知事の指示に従わない場合には罰則適用の対象とする等、法制度も含め早急に実効性を担保する措置を講ずること。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。
また、感染者の早期発見、早期隔離、行動履歴調査、濃厚接触者追跡調査により感染封じ込めを徹底して行えるよう、財政措置や情報共有体制はじめ効果的な促進を図ること。
- (3) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (4) 羽田空港・伊丹空港で行われているサーモグラフィーを活用した体温測定について、すべての他空港に拡大するなど、水際対策の更なる徹底を航空会社に要請するとともに、発熱等による体調不良者の搭乗拒否を航空会社が行いやすくなるよう広く呼びかけること。
さらに、各自治体が離島等の空港やフェリーターミナルに配備するサーモグラフィ

一が不足していることから、国においても調達・確保に向けた対策を講ずること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

(1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な実用化に向けて、基金を創設するなど、大胆な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。

また、アビガンに加え、レムデシビルの使用などについて、特例承認制度の活用や、治験終了後、薬事承認を可能な限り迅速に行うことなどにより、薬剤治療の実用化へ早急に道を開き、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心な医療体制を構築すること。

(2) 感染拡大防止のため、すべての自治体が感染者の早期発見、早期治療、徹底した行動歴の調査を実施できるよう、国においては、PCR検査の受検機会の拡大や不足している試薬、綿棒の調達・確保などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

また、医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給する努力を重ねておられるが、住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じられることを強く求める。

さらに、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置を速やかに講じるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

(3) 重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。

また、空床確保に係る国庫補助の単価が実態と大幅に乖離していることから、単価を大幅に引き上げるとともに、病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置すること。

さらに、軽症者については、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合があることを踏まえ、宿泊施設での療養が基本であることを改めて国民に広く周知すること。

(4) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。

(5) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

- (6) 高齢者や障がい者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。
- (7) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

4 緊急経済対策について

- (1) 緊急事態宣言の期間やこれに伴う事業者への休業要請が延長された場合、今般の補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の金額では必要な額に不足することが強く懸念されることから、補正予算に計上されている予備費の活用に加え、追加の経済対策を躊躇なく講じることにより、交付金の総額を大幅に増額すること。
- (2) 収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急に実施すること。
- (3) 交付額の算定に当たっては、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。
また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。
さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、後年度において事業者への資金融通に対する利子補給を行うための基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。
- (4) 国の責任で緊急事態宣言の発出を行った以上、国の責任において休業要請の対象となる行為・施設等の範囲及び財源措置を国が個別具体的方針を明確に示すとともに、各都道府県が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (5) 緊急経済対策で創設された国の支援制度について、制度の周知徹底、使い勝手の向

上、申請手続きの簡素化などに取り組み、支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにすること。

「持続化給付金」については、予備費の活用を含めその総額を増額させ、売上げ要件の緩和や事業所単位での支給など対象者の大幅な拡充を図るとともに、速やかに事業者者に周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度とすること。

「雇用調整助成金」については、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講じること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。

さらに、「特別定額給付金(仮称)」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずるほか、障がい者も含め生活支援対策をきめ細かく講じること。

(6) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

(7) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

さらに、障がい者、高齢者、子ども、さらに、アルバイト収入がなくなっている学生等を支援するため、自治体が行う様々な生活支援事業についても交付金の対象とするなど、国としての財政的な支援を行うこと。

(8) 中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、国においても積極的に事業者への周知を図るとともに、融資上限を引き上げるなど制度拡充を行うこと。また、売上が減少した事業者のために国に先行して実施した利子及び保証料に対する支援についても国の補助の対象とすること。

(9) 農林水産物の消費が低迷していることから、農林水産事業者を支援するため、各家庭において地元産物を購入するなど地産地消を進めるよう、国としても強く呼びかけを行うこと。また、価格が大幅に低下している花きなどの施設園芸品目への支援策の拡充を図ること。

(10) 新型コロナウイルス感染症の終息後における経済対策での活用や、住民サービスのさらなる向上に向け、マイナンバーを活用した新たなサービス提供が可能となるよう、個人番号等を利用することができる事務を拡大すること。

5 風評被害の防止と個人情報保護の徹底について

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。特に、感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。

令和2年4月30日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43 都道府県知事

緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただいていることに感謝申し上げるとともに、緊急事態宣言が全国を対象として5月7日以降31日まで延長されることが決定され、全国知事会としても、政府と引き続き緊密な連携を図り、国民と心をつなげて、一日も早く国民の皆様の安全・安心な生活を取り戻すことができるように全力を尽くしてまいり所存である。

については、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、国民生活・経済・雇用に広がりつつある甚大な影響をできる限り緩和するため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言の出口戦略と医療体制の整備について

- (1) 現下の厳しい情勢から更に自粛要請等を継続して行うことは国民生活や経済の停滞感を深刻化させかねないことから、国として国民への説明責任を果たすとともに、厳しい状況に耐え奮闘してきた国民、事業者、地域に今後向かうべき出口への道筋を示すため、緊急事態宣言の解除及び特定警戒都道府県からの除外の基準について具体的に明らかにし、終息に向けた見通しを示すこと。
- (2) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かうためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化、医療機関に対する必要な物資・資機材、人材等の支援や診療報酬・空床補償等の財政措置、PCR検査や疫学調査の体制強化など、各地域の防疫・医療提供体制の充実・強化のための十分な支援策を講ずること。
- (3) 基本的対処方針で一定程度の枠組みは示されたが、「特定警戒都道府県以外の特定都道府県」において行動制限や自粛を緩和する「新しい生活様式」の具体的な詳細について、それぞれの地域や業界において行うことができる活動の内容・基準を早急に明らかにするとともに、「特定警戒都道府県」でも「徹底した行動変容」を求めつつ国による学校や公園、図書館など制限緩和可能な施設等の基準や緩和方法についての専門的な知見を踏まえ、地域の状況により休業要請の継続や停止を知事が適切に判断できるよう条件整備を図ること。
- (4) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ移動は特に必要な場合を除いて行わないよう、引き続き国においても強く呼びかけること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則や、保健所の積極的疫学調査等に協力を求める際の実効性の担保について、法的措置を含め早急に対策を講ずること。

2 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 緊急事態宣言の延長に伴い、更に一層国民生活や経済雇用の困窮が高まることは必定であり、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和も含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大することから、両交付金の飛躍的増額を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている家賃など固定費の負担の軽減に向け、立法措置も含め早急な支援措置を講ずるなど、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。

3 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

- (1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」及び「特別定額給付金」、また特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

4 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されていることから、ICTやテレビを活用した学習の実施や、地域格差が生じないように、カリキュラムの見直し、大学入学試験での対応をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のための各種対策を緊急に講ずること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論を行い、その結論を得ること。

令和2年5月5日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治
副本部長 京都府知事 西脇 隆俊
副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、緊急事態宣言解除の判断基準をはじめ、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

「一部地域で緊急事態宣言の解除も視野に入ってきた」と伝えられているが、この間、国・地方が緊密に連携して対策を進めてきた成果と考えられる一方、新型コロナウイルスとの闘いを全国的に展開することの重要性はいささかも変わるものではなく、「感染症拡大防止対策」と国民生活・経済・雇用に広がりつつある「甚大な影響を一定程度緩和すること」とのバランスを取りながら、各地域の実情に即した対策を国・地方協働して断行しなければならない。

この非常に難しい局面をわが国が乗り切っていくため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言の解除及び再宣言並びに特定警戒都道府県に係る除外及び再指定の基準について、国民に対し速やかかつ具体的に明らかにするとともに、自粛等に過度なゆるみが生じないよう解除地域での休業要請の取扱いも含め配慮すること。また、緊急事態宣言の解除や基本的対処方針改訂等に当たっては各都道府県と十分な調整を図ること。
- (2) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、仮に一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ不要不急の移動は行わないよう、緊急事態宣言対象区域とそれ以外の区域との往来自粛の呼びかけの発出や「交通事業者等の協力体制構築」、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じること。併せて、今後、観光での越境についてどのように認めていくのか、専門的知見を踏まえ方針を示すこと。
- (3) 緊急事態宣言の対象となる地域はもとより、「緊急事態宣言が解除された地域」においても、宿泊・観光業をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業活動に多大な影響が生じる事業者は多数にのぼるとともに、防疫・医療提供体制の整備も引き続き必要となることから、こうした地域に対しても引き続き交付金等による国の財政支援を十分に行うこと。
- (4) 特定警戒都道府県、特定警戒都道府県以外の特定都道府県及び緊急事態宣言が解除された都道府県それぞれにおいて、各地域や各業界で行うことができる活動のガイドラインを専門的な知見も踏まえて早急に明らかにすること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等の感染防止対策を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、全国チェーン等への国による働き掛けを行うとともに、緊急事態宣言が解除された地域も含め、「保健所の積極的疫学調査への協力」、「軽症者等の宿泊施設での療養」や「自宅での健康観察要請」について、実効性を担保する法的措置等を早急に講ずること。

2 医療提供体制・検査体制の充実強化

- (1) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かい、地域経済の回復に向けた取組を展開していくためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化に向けた基金創設など大胆な資金投入を行うこと。また、アビガンやレムデシビル等の使用拡大や、抗体検査導入を加速すること。
- (2) 今後の感染拡大を抑え、経済・社会活動と調和を図っていく上で、検査体制の抜本的拡充は不可欠であり、PCR検査や疫学調査の体制強化を図り、PCR試薬・綿棒を確実に供給するとともに、検査会社の一極集中を是正し、妊産婦等医療現場への検査対象の拡大など、積極的に支援すること。また、14日間の経過で宿泊療養や自宅療養の解除に当たりPCR検査を不要とすることができるとしている4月2日付けの厚生労働省事務連絡について、国として説明責任を果たすこと。
- (3) 医療機関はもとより、保健所、衛生研究所、施設内感染が懸念される福祉施設等も含めて、必要な医療用・衛生用物資・資機材、人材等の支援を行うこと。
- (4) 地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、受診控えによる外来減少で減収が生じていることも踏まえ、診療報酬や空床補償等の財政措置をはじめ、医療従事者への危険手当、軽症者宿泊療養施設の確保も含め、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による弾力的かつ十分な措置を講ずること。また、感染症指定医療機関や重点医療機関等においては、従来の診療活動を縮小せざるを得ず病院経営が圧迫されている現況に即し、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと。

3 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和や今年創業した事業者への給付対象拡大、公庫以外の無利子融資限度額引上げも含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大し、今後の感染拡大に備えた医療・検査体制整備や学校教育体制強化などのハード・ソフト両面の需要が見込まれることから、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、当面は「予備費1.5兆円」を充当するとともに、「両交付金の飛躍的増額」を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担の軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講ずるとともに、困窮する学生に対する支援措置やリーマンショック時のような基金を活用した緊急雇用対策など、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。特に、甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業、交通事業などに対しては抜本的な経営支援策を講ずること。

4 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

(1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」、「特別定額給付金」及び特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、「早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい」等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。

この際、「雇用調整助成金」については、生産指標要件の撤廃など抜本的な申請手続等の改善を図り、例えば小規模事業者への定額給付導入なども含め、速やかに事業者・被用者の救済を実現すること。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

5 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度、文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ、当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されている。また、今後の緊急事態宣言の解除等に伴い、順次「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差の解消策を積極的かつ戦略的に推進することが不可欠である。

そこで、現実に即した教室の利用基準を示すとともに、GIGAスクールやオンライン教育などICTやテレビを活用した学習の実施や、今年度中の学年のあり方を含めたカリキュラムの見直し、大学入学試験の特例措置をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のため、速やかに検討し、各種対策を緊急に講じること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結論を得ること。

6 新しい生活様式の実現と抜本的な感染拡大防止対策の戦略的展開

今後予想される新たな感染拡大の波を乗り越えるため、新型コロナウイルスと闘いながら経済・社会活動を進め、感染拡大防止を持続的に図るべく、国民の行動変容による「新しい生活様式」を実現するためのガイドラインを事業別等で早急に作成するとともに、積極的な啓発を展開し、テレワークや5G環境など情報通信基盤の整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じること。

また、緊急事態宣言解除後の経済・社会活動の早期正常化に向け、感染者の早期発見・追跡・入院など、感染拡大防止策の戦略的な展開を図ることとし、国・地方を通じた感染症対策に係る行政組織のあり方の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保など大都市圏の重症患者受入体制の検討等、都道府県との協働により国としても危機管理体制の確立を急ぐこと。

令和2年5月13日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43都道府県知事

雇用調整助成金等に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出される中、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。

また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の期間延長により、事業者、労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念される。

今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、日本経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがある。

このため、休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）が確実かつ迅速に利用されることが極めて重要である。

国においては、これまで助成率の拡充や要件緩和、申請書類の簡素化等を講じており、ほぼ全ての事業者が助成金を利用できる状況にはなっているが、その内容について十分な認知や理解がされておらず、また依然として申請手続上のハードルがあるために、確実かつ迅速に支給されているとは言い難い状況である。また、度重なる制度改正により、現場は混乱を来しており、制度として破綻寸前にある。

助成金が真に役立つものとなるよう、国が責任を持って周知・啓発の徹底と利用促進を図り、さらなる手続きの簡素化や支援内容の拡充を講じられるよう提言する。

なお、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。

1 休業手当制度の理解促進について

休業手当制度について、事業者が十分に理解していないため、適切に支給しないまま休業を続けるケースも懸念されており、結果として、雇用の維持に向けた助成金の利用に繋がらないことから、社会保険労務士などを活用して、すべての事業者に対し、休業手当制度の理解促進を図ること。

2 助成金制度の周知と利用促進について

助成金については、緊急雇用安定助成金の新設をはじめとしてこれまで複数回にわたり制度の拡充や要件緩和等が行われており、事業者等の混乱も想定されることから、最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。

特に、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金については、利用が進んでいないことから、事業者への徹底した周知と利用促進が必要であること。

また、労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたところであり、労働保険の加入手続をとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。

3 助成金制度の改善について

(1) 申請手続等の改善について

- ① 緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、申請から支給決定に至るまでの処理期間（具体の期限やスケジュール）を設定するとともに、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。
- ② 生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件を撤廃すること。
- ③ 雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、単一様式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ④ 都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定の省略を認めること。
- ⑤ 休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。
- ⑥ 計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等で対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても事業者の事務負担軽減の観点から誓約書等で対応可能とすること。

(2) 支援内容の拡充について

- ① 資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）の引き上げ（教育訓練加算額の引き上げを含む。）を検討すること。
- ② 中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を一律10/10とすること。
- ③ 緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。

4 体制等の強化について

制度に関する問い合わせが各労働局・ハローワークに殺到しており、相談のための電話がつかない、また来所しても長時間の待ち時間となるなど、申請までに時間や手間がかかる状態が続いているため、事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。

また、社会保険労務士による積極的な手続支援が進むよう、その連帯責任を問わない運用が明確となるよう、周知の徹底を図ること。

さらに、オンライン申請の導入にあたっては、手続に不慣れな事業者が円滑に申請できるよう、商工団体・金融機関・行政書士等その他の民間機関も活用した支援策を検討すること。

5 財源措置について

感染症拡大の影響を受ける事業者の雇用の維持に向けた地方公共団体が行う取組（助成金の円滑な申請手続を補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など）に対して、十分な財政措置を講じること。

6 雇用保険の特例措置について

激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置について、今回も適用し、労働者自らが給付請求できるとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を行うこと。この場合、特に次の点を考慮すること。

- ・パート・アルバイト等雇用保険被保険者とならない者への適用
- ・支給率及び上限額の引き上げ
- ・受給者の休業・一時離職前の被保険者期間の通算

令和2年5月13日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

「コロナ克服への道」共同声明

昨日、8都道府県以外の緊急事態宣言が解除されたが、これは「終息への始まり」ではなく、新型コロナウイルスの拡大防止を図りながら経済と日常生活の復活を目指す「新たな闘いの始まり」だ。

厄介な見えない敵「新型コロナウイルス」は、国内はじめ世界をめぐり、再び新たな感染の波をもたらしてくる。緊急事態宣言継続地域はじめ、我々47人の知事は、国民や事業者、医療従事者の皆様、そして国と心一つに未曾有の難局に立ち向かうことをここに誓う！

コロナに負けない社会をつくりましょう。

手綱を緩めることなく、次なる「感染拡大の波」に備え、感染者の早期発見・追跡・入院が可能な強靱な医療提供・検査体制を構築するとともに、社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、メリハリをつけて社会経済活動を段階的に引き上げていくことで、「コロナに負けない」新たな日本を築きます。

新型コロナウイルス感染症に打ち克つ 「新しい生活様式」を取り入れましょう。

- ・密閉・密集・密接の「3密」は避けましょう！
- ・人との距離2m（フィジカル・ディスタンス）、こまめな手洗い、咳エチケットなど、感染防止の生活スタイルを定着させましょう！
- ・緊急事態宣言継続地域では、引き続き人との接触8割削減を目指し、不要不急の外出は自粛（ステイホーム）しましょう！
- ・テレワークや時差出勤など働き方の新しいスタイルを進めましょう！
- ・緊急事態宣言発令中は、都道府県をまたぐ不要不急の移動は控えましょう！特に、特定警戒都道府県等とその他の県との間の往来は、厳に慎みましょう！

令和2年5月15日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部長	43都道府県知事	

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 「飛躍的増額」に向けた緊急提言

Ⅰ はじめに

新型コロナウイルス感染症の脅威は、国民の命と健康を危険にさらし、地方創生第一期に育ててきた国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせた。

国内のいたるところの、あらゆる業種で売上や受注の激減、生産活動の停滞、雇用不安等が生じており、経済状況はリーマン・ショックを越え、戦後最大の危機にある。

新型インフルエンザ特措法による緊急事態宣言の発令後、大きな苦痛を伴った国民の社会経済活動等の自粛の成果が表れ始めたことから、5月14日、同宣言の対象区域から、東京都や大阪府等を除く39県が解除された。

未だ同宣言の対象区域である8都道府県においても、一日も早く解除できる状況となるよう粘り強く対策を講じていくとともに、これまでの全国民の努力が水泡に帰さないよう、これまで以上に緊張感をもって感染症拡大防止に取り組みながら、社会経済活動の再開と回復を本格的に図っていく必要がある。

日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ地方創生を実現するため、「新たな生活様式」を実践し、新型コロナウイルスと共生する「新たな日常」を作り上げていくという、大きな挑戦に全都道府県が果敢に取り組んでいかなければならない。

国の緊急経済対策に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）は、その取組を推進するために欠かすことのできない極めて重要な財源である。既に1兆円が予算措置されているが、リーマン・ショックを越える社会経済への影響に鑑みると、今後、効果的な対策を実施するためには、さらなる増額が必要である。また、度重なる大規模災害への対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保している自治体も多く、現実には非常に厳しい財政状況となっている。

今後、地方においては「新たな生活様式」を実践しながら、“命”と“経済”の両立に取り組んでいくため、多岐にわたる対策を打っていかなければならない。さらに、この危機をチャンスに転換し、新型コロナウイルスとの共生をめざしたデジタル・トランスフォーメーションをはじめとする社会変革の実現に向けた取組を加速させることも必要である。

臨時交付金については、全都道府県が、地域の実情に応じた事業を都道府県の判断により実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、その規模についても「飛躍的増額」が必要であることを強く要望しており、今回、各都道府県が活用を考えている具体的な事業を提示し、提言を行うので、国の第二次補正予算に反映いただくよう強くお願い申し上げる。

2 「飛躍的増額」の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響は、未曾有のものであり、これを克服するためには、リーマン・ショック当時の経済対策と比較し、要件・金額など、下回ることがあってはならない。(ハード整備対象、総額 3.5 兆円など)

当時の経済対策として、平成 20 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金」(6,000 億円)、平成 21 年度に「地域活性化・公共投資臨時交付金」(1.4 兆円)、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(1 兆円)、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」(5,000 億円)により地方への財政支援が実施された。

また、今般の感染症拡大による社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識した。この是正を図るためには、社会基盤を整え、国土強靱化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが大前提になる。現在実施中の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、重要インフラの緊急点検の結果をふまえ、特に緊急に実施すべき対策を対象としており、依然として打つべき対策は数多く残っている。同様に地方創生を強力に推進するためのニーズの高いインフラ整備についても各地域に数多くあることから、その一部を前倒しするなど、国による支援を拡充し実施することが、感染症拡大により疲弊した地域経済の活性化に大きく資するものである。

さらに、感染症に打ち勝つとともに、将来の新しい成長の“芽”につなげるため、デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた、デジタル技術等の活用加速化とそれを支える情報通信基盤の早急な整備が必須であることから、ハード・ソフトの両面を広く対象とする必要がある。

一方、地方創生は、従来から都道府県と市町村が連携し取り組んでおり、市町村に対しても、都道府県と同程度の交付金措置が必要である。

我々現代人が経験したことのない、新型コロナウイルスとの共生時代を乗り越えるために考えられる対策を確実に実施するために、臨時交付金の措置分 1 兆円から「飛躍的増額」をし、リーマン・ショック当時の経済対策を上回る最低でも総額 3 兆円以上となるよう交付金の追加措置を求めるものである。

そのため、当面は、予備費 1.5 兆円を充当し、第二次補正においては、最低でも 2 兆円の増額を行うとともに、合わせて、各地方自治体への配分に係る考え方を早急に示すことを求めるものである。

3 臨時交付金を活用して行う多岐にわたる地方の取組

(1) 感染症拡大防止及び医療・福祉サービス提供体制の一層の充実・強化

経済活動を再開させ、着実な回復を図っていくためには、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備が不可欠である。医療提供体制が逼迫すると、再度経済を止めなければならないため、今般の感染症拡大の経験をふまえた防止策を徹底し、検査体制や医療従事者への配慮も含めた医療提供体制の充実を図る。

また、誰もが安心して福祉サービスの提供を受けることのできる体制づくりへの支援や、第2波以降の感染に備え、必要な物資の備蓄等を行う。

なお、本項に掲げる提言事項は、本来であれば「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(以下「包括支援金」という。)で措置すべき事項であるが、事業メニューや対象経費が限定されていることや、実情にそぐわない上限額が設定されており、柔軟な執行ができない制度となっている。このため、包括支援金の制度の早急な見直しと総額の確保をした上で、これらの事項が実施できるようにするべきであるが、仮に十分な措置がなされない場合には、臨時交付金が活用できるよう十分な措置を行うこと。但し、臨時交付金と包括支援金は、それぞれ別の目的を持って創設されたものであることから、増額はそれぞれについて行うことを求める。

[ハード対策]

- ・ 効果的な感染症拡大防止に向けた、新型コロナウイルス検査体制等の拡充・強化のための衛生施設の改修、検査機器等の購入への支援
- ・ 密閉空間での感染から医療従事者を守るため、帰国者・接触者外来における簡易陰圧装置等の整備への支援
- ・ 感染症に感染した妊婦及び出生児を受け入れる周産期母子医療センターの施設・設備の整備に対する助成
- ・ 世界各国の輸出制限に伴う供給不足に備えるため、国内での医療資材(防護服、医療用マスク等)の生産設備を導入する経費の支援
- ・ 企業等の感染防止、「新しい生活様式」を実践するための事業者の設備投資等への支援
- ・ 社会福祉施設等における感染防止に向けた施設改修や備品購入等に係る経費への支援
- ・ 新型コロナウイルスの重症患者を集中治療室(ICU)等で治療を行う医師等の感染リスクを抑えるため、集中治療室(ICU)又はそれに準ずる病床への前室付き陰圧室の整備への支援

[ソフト対策]

- ・ PCR検査体制の強化に向けて、都道府県からの要請に応じ、国の検査機器を活用して速やかに検査を行う支援体制の構築

- ・ 効果的な感染症拡大防止に向けた、検査試薬の購入、抗体検査をはじめとした検査費用の助成等検査体制の強化への支援
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスにおける追加的に生ずるサービス提供や、休業要請に伴う放課後等デイサービス等の事業継続にかかる経費などを支援
- ・ 帰国者・接触者外来、医療機関、保健所等におけるマスク、ガウン等衛生資材の独自の調達や、要請に応じ事業者が増産した衛生資材の購入経費
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策チーム等の運営、保健所等への保健師や支援専門職員等の応援職員の派遣
- ・ 感染症患者に対応する医療従事者は、自身の感染に対する不安や恐怖を感じながら最前線で業務にあたり、また家族を含めて偏見や風評被害にさらされている状況にあることから、医療従事者に対する危険手当や同等の意味合いを持った協力金、ホテル等に滞在せざるを得ない場合の宿泊費助成など医療従事者への応援給付金制度の創設
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に従事する医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給や妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員を新たに雇用した場合の費用を負担した医療機関に対して、財政的に支援
- ・ 感染症患者への入院治療を行う医療機関に対し、一般患者受入れ制限や一般病棟を感染症患者用に転用したことによる運営悪化分の補てんに要する経費の支援
- ・ 感染症患者を受け入れた医療機関への給付金制度の創設
- ・ 希望する全ての妊婦が自己負担なくPCR検査を受検できるよう、検査費用の助成制度の創設
- ・ 蔓延期に備えた病床確保のための空床補償について、国の単価と実勢単価の差額を支援
- ・ 感染拡大を防ぐため、従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等に対し、事業の早期回復や継続に向けて実施するPCR検査や消毒等に要する経費に対しての支援
- ・ 第2波以降の感染拡大に備えた消毒液・マスクの備蓄や備蓄倉庫の確保
- ・ 保育所や放課後児童クラブ、児童養護施設等で働く職員等が安全で安心して業務に従事することができるよう、健康管理や業界団体等による広域応援派遣、事務補助スタッフの配置等の負担軽減や給与等の処遇改善など人員確保に必要な経費への支援
- ・ 介護施設等社会福祉施設でのクラスター発生により、一層深刻となった人手不足の解消に向けて、介護福祉従業者等の勤務環境における安全・安心確保のため、感染防止対策の協力金や危険手当相当額の支給、給与等の処遇改善、発生時における介護福祉従業者等の宿泊施設の確保等、人員確保に係る措置への支援

- ・ 特定不妊治療について、感染症の影響による離職、休業等に伴う収入の減少や、感染に対する心理的負担により、治療の実施または継続が困難となる夫婦に対し、地方が独自に行う支援
- ・ 国内在住外国人の不安解消に向けて、多言語での新型コロナウイルス感染症関連情報の発信
- ・ 避難所における感染症拡大防止のため、感染症対策用品（マスク、消毒液、間仕切り等）の備蓄
- ・ 妊娠届出の提出を行った後、産前休暇までの間の休業手当の補償や雇用主において代替人員を確保するために必要な経費に対する助成
- ・ 第2波、第3波に備え、各都道府県の感染実態や第1波時の経験を踏まえた、迅速かつ徹底的な都道府県民の行動変容を促すための大々的な新型コロナウイルス感染症拡大防止のための啓発広報
- ・ 感染拡大防止等のため、保育所・放課後児童クラブ等が臨時休園・閉所等をしたことによる利用料の負担軽減等を行った場合に生じる経費や、保育等の場の確保に必要となる経費への支援
- ・ 学校における感染症予防対策（マスク、消毒液等衛生用品の配備、3密解消に係る取組）に係る経費への支援
- ・ 学校の臨時休業による児童生徒の学習の遅れを解消するため、教員の加配や学習指導員の追加配置に係る経費への支援
- ・ 長期に及ぶ学校の臨時休業に伴い生じる子どもたちの心のケア等に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門家の配置等相談体制の強化に係る経費への支援
- ・ 休校、外出自粛、休業等により自宅で過ごす時間が増えていることや生活に対する不安等から増加が懸念される児童虐待・DVの相談窓口の周知等の経費への支援
- ・ 2人1室で利用している看護師学生寮を感染予防対策として、1人1室として利用することに伴い、寮の部屋の割り当てられない学生に対し、近隣の宿泊施設を借り上げる経費を支援
- ・ 障害者の移動支援や手話通訳派遣事業等に従事する者の処遇改善のための報償費等単価の引上げや感染症対策用品購入費用の支援

(2) 「新しい生活様式」をふまえた社会経済活動の再興と再活性化

① 感染症拡大による経済的な影響が大きな中小企業等の事業の継続・雇用の維持や国民生活の下支えに向けた一層の支援

中小企業等を取り巻く経済環境がまだまだ厳しい中、業態転換等も含め、中小企業や個人事業主はもとより、法人の形態に関わらず事業者の経営が持続するよう支援し、雇用の維持を図り、国民の生活を全力で守る事業に取り組む。

[ハード対策]

- ・ 生産拠点の一国集中に伴う、マスクをはじめとする医療資材や工業製品の部品等の不足リスクの回避に向けて、生産拠点の国内・都道府県内回帰に係る設備投資のための支援
- ・ 多大な影響を受けた航空宇宙産業において、受注量に関わらず国際的な公的認証を維持し続けるために必要な審査費用への支援
- ・ 生産性向上や新商品・サービス創出を進める事業者の支援に向けたIoT等の機器導入や、サイバーセキュリティ対策のためのセキュリティアセスメント実施経費への支援
- ・ 小・中学校、高等学校、特別支援学校における夏休みの短縮や夏休み期間中の授業実施に向けた体育館、給食室及び工業科への実習室等へのエアコンやスポットクーラーなど空調設備の整備
- ・ 感染リスクが高い施設として使用制限要請の対象となっているスポーツジムやスポーツ教室の安全な再開に向けた感染防止対策や事業継続に向けた支援
- ・ 空き工場を活用して早期に生産ラインを再稼働しようとする企業に対する工場新設に要する経費の支援

[ソフト対策]

- ・ 公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の供給支援や住居確保給付金の財源確保、住宅ローンの返済猶予に関する金融機関への支援など、住まいに対する公的支援を充実
- ・ 休業要請等に協力した事業者に対する「協力金」等支援（再流行を想定した幅広い業種への対象拡大を含む）
- ・ 感染防止を図りながら、持続性ある事業を展開できるよう、中小企業におけるデジタル技術を活用したビジネスモデルや、「新たな生活様式」への対応として実施する業態の拡大・転換（テイクアウト等）に係る取組を促進するための助成
- ・ 学校の臨時休業に伴う、給食や修学旅行のキャンセル代等への更なる増額支援
- ・ 休業や分散登校など学校現場における感染症拡大防止に伴う給食休止により、販売先がなく処分せざるを得ない農産物等を転売する仕組みの構築やあっせんに要する経費への支援
- ・ 飲食店等の休業や人々の外出自粛等の影響を受け、需要の大幅低下により出荷できない水産物の需要創出やその支援
- ・ 都道府県で育成・振興してきた地域ブランド家畜（地鶏等）については、和牛同様に外食等の需要減退による影響を大きく受けており、その生産基盤を維持するため、需要創出や経営安定に対する経費を支援

- ・ 感染症拡大により大幅に悪化した経済状況下における雇用維持に向けて、雇用調整助成金の上乗せや市町村への支援、対象外事業主等への支給など、特例措置に要する経費への支援
- ・ 雇用調整助成金の申請等のサポートに要する経費への支援
- ・ 事業継続のための事業者の負担軽減措置としての港湾使用料等の減免
- ・ 廃業等経営の危機に直面する事業所に対して、創業を希望する第三者とのマッチングによる事業承継の支援
- ・ 経済状況の急激な悪化に伴う内定取消し等に対する大学生の不安解消に向けて、大学生の雇用相談センターの設置
- ・ 持続化給付金や雇用調整助成金等の対象とならない創業間もない事業者や創業準備段階にある事業者等への支援
- ・ 感染症の影響を受け、収入が著しく減少した中小企業等・個人事業主が営む事務所・店舗に係る家賃や事業継続に不可欠な事業用資産であるリース物件に係るリース料等の固定費への支援
- ・ 感染症の影響を受け、通常の教育・保育活動等に制限が生じている期間の学習支援及び発達に応じた学びの支援
- ・ 外出自粛に資することを目的に、消費者にポイント還元を行う飲食物の配達を代行する者への補助
- ・ 売上高が減少し、事業継続が困難となった中小企業等に対する後年度にわたる融資(利子補給、保証料補助)や支援ファンドの組成
- ・ 地方税の徴収猶予制度の特例の延長
- ・ 信用保証協会への損失補償に対する財政措置
- ・ 感染症による経営悪化を克服しようとする中小企業・小規模事業者が経営計画を策定し、実施する生産性向上や販路開拓の取組に対する支援
- ・ 前年同月に比べ売上の減少した中小企業が業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組に対し補助金を交付(施設整備等のハード対策を含む。)
- ・ 障がい者への就労支援の福祉サービスを維持するため、就労継続支援B型事業所における、工賃の減少分に対する助成や「新しい生活様式」に対応した新たな就労の取組に対する支援
- ・ “3密”による感染症拡大防止や「新しい生活様式」に対応した中小企業の採用活動及び学生等の就職活動のために実施する、Web合同企業説明会の開催や企業情報の発信機会の創出とその支援
- ・ 急激な経営環境の悪化に伴い増加しつつある、学生、留学生を含む失業者・求職者(内定を取り消された方を含む)等を対象とした雇用創出やその支援
- ・ 6月末に多くの派遣労働者が、契約期間が満了するため、引き続き就業できるよう雇用の確保にむけた支援
- ・ 感染症の影響により職を失った者を雇用した事業主に対する給付に要する経費への支援

- ・ 水産業・林業等において、外国人（中国人等）が雇用できなかったことから生じた労働力不足に対する従業員確保対策等への支援
- ・ 留学生を積極的に採用する企業のPR動画のWEB配信とWEB版合同説明会の開催
- ・ 外国人技能実習生等の受入れを行う監理団体と海外を結ぶWEB面接に必要な機器導入経費等の支援
- ・ 露地物に比べて、生産コストが高い施設型園芸（果樹や花き等）の事業継続のため、次期作に取り組む際に必要となる経費を支援
- ・ リーマン・ショック時のような基金を活用した雇用創出事業
- ・ 感染症の影響から生じた雇用の需給のミスマッチの解消に向けて、既に異業種間で進んでいる雇用のマッチングの仕組みをさらに促進し、休業者の雇用機会を創出するための新たなマッチングの仕組み「緊急雇用センター（仮称）」の設置やその支援
- ・ 保護者やアルバイト収入の大幅な減少により生活に困窮した学生の就学維持のための給付金制度等や給与支給型のインターンシップ制度の創設やその支援
- ・ 大都市圏バイヤーと地元メーカーとがオンライン上でマッチングする個別商談会の開催支援
- ・ ECサイト等におけるWEB上での地元産品販売促進フェアの開催支援
- ・ イベントの自粛要請や人々の外出自粛等の影響を受け、需要の大幅低下により出荷できない花きやつまものなど農畜水産物のネット販売などによる需要創出やその支援
- ・ ブランド牛の需要拡大を図るため、食肉市場でブランド牛を購入する事業者に対し、購入費用の一部を支援
- ・ 外出自粛等により、利用者が減少し経営環境の悪化した環境教育等も行う自然体験施設への財政支援措置
- ・ 文化施設や社会教育施設、スポーツ施設の運営など、公的なサービスの低下を招かないよう、外郭団体や指定管理者の減収等への対応
- ・ 外出自粛等により、利用者が減少し、経営が悪化した離島航路事業者をはじめとする公共交通機関等の維持・確保を図るための利用促進策の実施
- ・ 外出自粛等の影響により売上が大幅に落ち込んだ事業者が事業を継続できるよう、アンテナショップを活用したプレミアム商品券の発行等による販売支援
- ・ 住宅・非住宅・外構など木材建築におけるあらゆる分野での木材需要拡大策の支援
- ・ 建築需要低下により販路を失った原木をチップ等に流通転換するための経費補填等の支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費者の行動変容を踏まえ、各業態が構造改革を行うための産業戦略の作成やその実践に要する経費への支援
- ・ 公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成等のための支援

- ② 経済のV字回復など社会経済活動の再活性化に向けた一層の支援
 感染症拡大の収束後の経済のV字回復や地域の活力を取り戻すため、思い切った消費喚起や社会活動の再開により、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を短期集中で展開するとともに、経済活動の基盤となる国土強靱化のための防災・減災対策などを実施する。

[ハード対策]

- ・ 観光施設やスポーツ施設、文化施設、自治体庁舎等その他の類する施設の換気設備導入やテレワーク設備導入、アクリル板設置等の感染防止設備に係る経費の支援
- ・ 空き工場を活用して早期に生産ラインを再稼働しようとする企業に対する工場新設に要する経費の支援
- ・ バス、タクシー等交通事業者の車輛や待合所等の感染防止設備の整備への支援
- ・ 飲食店・宿泊施設等の衛生設備等の整備に係る経費の支援
- ・ 感染拡大防止に向けた飲食店、旅館、ホテル等の施設改修への支援
 (多人数タイプの解消等)
- ・ 山、川、海など自然の中で体験をしながら、環境について学ぶことのできる自然体験施設は、近場の観光地として人気が高いことから、夏休みを控え、多くの人が不安を感じることなく、安心して体験施設を利用できるよう、“3密”を回避するための更衣室や食堂等の施設改修等に対する支援
- ・ 感染拡大収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜などの安定供給体制に必要な農産物加工処理などの施設整備への支援
- ・ 早期回復や増産等を見据え、研究開発や製品の品質向上等に取り組む事業者の支援に向け、工業系試験研究機関の試験・機器使用料等の減免に対する支援と工業系試験研究機関に新たな評価分析機器の導入に対する支援
- ・ 地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靱化に資する社会基盤整備の前倒しでの実施

[ソフト対策]

- ・ 商店街が賑わいを回復するために実施するイベントや、集客プロモーションに必要な経費の支援

- ・ 駅周辺の賑わい創出に向けた地場産品フェアやワークショップ、スタンプラリー等の活性化支援
- ・ 観光地の再建に向け、地域鉄道による旅行者受入れのための案内板の充実等の環境整備やレンタサイクルの使用料に係る支援
- ・ 市町村や観光協会等による、地域の観光資源を活用した周遊企画の取組などに対する支援
- ・ 観光協会等による宿泊施設の外観や部屋、料理、露天風呂などのプロモーション用画像の撮影やページの作成などの支援
- ・ 宿泊割引クーポンの発行や、旅行会社と連携した宿泊旅行商品の販売に対する支援
- ・ 観光事業者の経営を支援するため、宿泊代金前払いシステムを活用した宿泊事業者の資金確保支援や農家民宿・漁家民宿の観光客受入れに向けた情報発信等への支援
- ・ 「Go Toキャンペーン」の効果を高めるため、感染症の段階に応じて、近接する自治体間での広域連携も視野に入れた地域の魅力（例えば、自然が豊かで人口密度が低いこと、安全なイメージ）を生かした観光誘客キャンペーンの実施
- ・ 都道府県内向け宿泊割引券の都道府県内コンビニ等の販売やフェリー割引乗船券の全国コンビニ等での発売に係る支援
- ・ 感染拡大収束後速やかに周遊観光を促すための市町村や観光協会等が行うグルメクーポンやガイドツアー等の造成、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光事業者の事業継続支援に向けた取組に対する支援
- ・ 旅行会社の宿泊旅行商品の販売支援や、オンライン宿泊予約サイトや福利厚生事業者を活用した「宿泊割引クーポン」の発行による宿泊施設への支援
- ・ オンライン体験予約サイトを活用した体験プログラムの販売促進等による観光事業者への支援
- ・ 感染拡大収束後の観光流動の創出や都道府県産品の売込み等を見据え、バーチャル技術やICT技術等を活用した国内外への情報発信
- ・ 博物館等の利用促進に向けた入館料の割引クーポン発行や特別イベントの開催など、集客のためのプロモーション活動に対する支援
- ・ 芸術団体が通常の公演時にチケット料の一部上乗せして感染拡大時の芸術家の収入支援の財源とする仕組みづくりへの支援
- ・ 大学や公設試験研究機関などの保有する技術シーズを活用して生産工程の自動化・高度化、新商品の開発などに取り組む中小・零細企業への支援
- ・ 観戦試合の中止により、収入が大きく落ち込んでいる地元スポーツチームの経営再建に向けて、販売チケットの割引など入場者増加支援
- ・ 全国高等学校総合体育大会をはじめ各種全国大会の相次ぐ中止に伴う、中学生・高校生の都道府県域での発表の場づくりやその支援

- ・ 感染症拡大を契機とした新たな価値（自然が豊かで人口密度が低い
ため、“安全”なイメージ）を生かした、ワーケーションや新しい着地型
観光開発など、新しい観光スタイルを実現するための飲食店や宿泊施設
等を対象としたプレミアム商品券付き旅行商品への助成
- ・ 大都市圏等での感染症の影響で需要が減少した農産物の消費拡大や販
売促進キャンペーンに要する経費への支援
- ・ 首都圏のバイヤーが主催する地域産品販売フェアや成長産業分野に係
る大規模展示会や見本市への出展に対する支援
- ・ 国内外の見本市に出展する中小企業等に対する出展費や商品開発費に
対する支援、自社店舗におけるフェア開催経費に対する支援
- ・ 各産地組合が開催する地場産品フェアに対する支援
- ・ インバウンドの減少等で需要が停滞した地元産牛肉の販売促進を図る
ため、食肉市場における購買者への助成に要する経費への支援
- ・ 感染症の影響を受けた地元産農産物の輸出拡大を図るため、輸出に取り
組む農業者等による海外展開に向けた取組に要する経費への支援
- ・ 感染症の影響を受けた生産者等が行う、地元産農産物を利用した6次産
業化商品の開発や販売促進活動への支援

(3) デジタル・トランスフォーメーションの実現による明日への飛躍

「非接触」「非対面」等を前提とする「新しい生活様式」の常態化をめざし、
進化したデジタル技術や情報通信基盤を活用した感染症の拡大防止や、テレ
ワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革、5Gを活用したイノベ
ーションの創出など、デジタル・トランスフォーメーションを加速させる取
組を実施する。

[ハード対策]

- ・ デジタル・トランスフォーメーションの実現に必要な光ファイバー網
の整備や5Gの基地局整備の前倒し、ローカル5Gの導入支援
- ・ 感染症対応能力の強化に向けて、国内外の検査結果の情報共有や研究
機関等の連携強化を図るため、検査・分析データが迅速に流通するよう、
医療・検査現場でのデジタル化の基盤整備やその支援
- ・ 感染症の拡大防止に向けて、濃厚接触者追跡アプリの早急かつ広範な
導入など、ICTの活用やその支援
- ・ 感染症の拡大防止に向けて、オンライン診療が可能となる医療設備の
整備やその支援
- ・ 医療現場における医療従事者への感染防止や、飲食店やホテル等にお
ける非接触・非対面のサービスの提供を可能とする遠隔ロボットの開発
・ 導入への支援
- ・ 企業の理解促進や関連機器の購入費助成など、企業等におけるテレワー
クの導入に向けた経費の支援

- ・ テレワーク等の環境における生産性の向上や業務継続性の確保を迅速に実現するためのシステム構築やその支援
- ・ 国が実施する民間企業のテレワーク導入を推進するための助成金に対する上乗せに要する経費支援
- ・ 障がい者雇用にあたりテレワーク導入を検討している企業に対し、専門家からのサポートや機器の無償貸出しによる支援
- ・ 社会福祉施設・学校・公共施設等の感染防止やオンライン面会、テレワークのための設備投資支援
- ・ 都道府県及び市町村所有施設の空き部屋を利用し、施設利用型テレワークを実施するためのサテライトオフィスの整備
- ・ 「新しい生活様式」の実践に向けて、観光施設やスポーツ施設、文化施設の交通系ＩＣカード等キャッシュレスの一層の導入及び日時指定予約や時間制来館者システムの導入促進に向けた支援
- ・ ＩＣＴ活用による今後の生産性向上に向けて、スマート農業の導入に要する経費への支援
- ・ 「小さな拠点」の「新しい生活様式」の実現への対応に要するＩＣＴ機器等の整備への支援
- ・ 「新しい生活様式」の実践により、今後需要が拡大すると見込まれる非接触・非対面の宅配事業を推進するため、“空飛ぶクルマ”の開発・実証への支援
- ・ 「新しい生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流事業支援（倉庫のＩＣＴ活用による自動化、冷凍設備の増強等）
- ・ 分散登校や臨時休業中においても子どもの学びを保障するために小中学校及び高等学校等の学習用ＩＣＴ機器の整備、家庭向けに速やかな貸与等のオンライン授業環境の整備
- ・ 分散授業や複数クラス同時授業実施のための大型提示装置の設置や校内ＩＣＴ環境の整備
- ・ 工事、委託業務の立会いや協議を遠隔で実施できるリモート環境の整備やその支援
- ・ 電子図書館サービスの導入
- ・ 文化・スポーツ施設等への来館者の感染確認のための赤外線カメラや感染拡大防止のための会場内換気システム等の導入
- ・ 地方自治体の窓口における感染拡大防止に向けて、行政手続きのスマート化を推進、さらに、それを契機とした行政事務のデジタル化の推進
- ・ 最先端技術を活用した鑑賞環境の改善と文化施設の収益力強化を図るため、実際の鑑賞のみならず、コンテンツの配信等を活用した新しい鑑賞モデルの構築とその支援

[ソフト対策]

- ・ 効果的な感染拡大防止策の立案や効果検証に向けて、位置情報を活用した人流データ等ビッグデータの利用に要する経費への支援
- ・ 産地等を実際に訪れたような気持ちになれるリアリティある最新の映像情報技術等を活用したデジタルカタログ作成等を通して生産者や農林水産物の魅力発信を行う、オンライン型の生産者と事業者をつなぐマッチングシステムの構築やその支援
- ・ 地域内で利用者と飲食店、そして自分の好きな時間を使って宅配を行う個人ドライバーをアプリで結びつける、オンラインフードデリバリーサービスの実証への支援
- ・ 感染症拡大を契機としたテレワーク・リモートワークの飛躍的な拡大をふまえ、自然豊かで人口密度の低い地方への移住の拡大に向けたキャンペーンの実施
- ・ 海外への販路開拓に向けて、越境EC参入への支援を行うとともに、越境ECを活用した新たなビジネスマッチングの手法の調査研究
- ・ デジタル時代に相応しい従業員・職員の育成・資質向上を図るため、人材育成の強化やその支援
- ・ オンライン教育を実施していくための教材やコンテンツ開発又は購入への支援
- ・ オンライン教育実施に向けた教員の研修や民間人材の教育現場への協力依頼に係る経費への支援
- ・ 「新しい生活様式」に対応した公共交通の運行（車輛改良、増便を含む効果的・効率的な運行）に係る検討・実施に要する経費への支援
- ・ タクシー会社やNPO法人が交通弱者対策、買い物弱者対策として実施する、中山間地域等における小規模宅配システムの構築に係る初期経費への支援

令和2年5月20日

全国知事会 会長 徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 地方創生対策本部 本部長
三重県知事 鈴木 英敬
全国知事会 地方税財政常任委員会 委員長
富山県知事 石井 隆一

中国地方にお住いの全ての方へ

中国地方知事会緊急メッセージ

～一人ひとりの行動が周りの方の命を助けることになります！！～

都市部を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染者が急速に増加し、4月7日、国は、東京、大阪、兵庫、福岡など7都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出しましたが、その後も、全国各地で感染者が日々増え続け、医療提供体制が危機的状況になることも懸念されています。

中国地方知事会としても国と連携・協力して、全力で感染症の拡大防止に取り組んでいるところであり、中国地方にお住いの皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るために、以下の点についてご協力を強くお願いします。

● 県境を越えた往来自粛など全国での「接触削減」に協力しましょう！

- ・緊急事態宣言の対象地域はもとより、全ての都道府県を対象として、通勤・通学・通院等を除き、県外への不要不急の移動を自粛してください。
- ・やむを得ず、お住まいの地域外に移動された方は、移動先における要請等に従って行動してください。

● 感染予防対策を徹底してください！

- ・感染拡大を防止するため、手洗いや咳エチケットの励行、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける、人と人との距離をとるなどの取組を徹底してください。
- ・その一環として、夜の外出、特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りは控えてください。
- ・やむを得ず外出する場合には、他者との距離を可能な限り2メートル空けてください。

● **誹謗・中傷・差別は絶対にやめてください！**

- ・感染者、感染施設に係る事業者及び医療機関の従事者又はその方々のご家族を誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。

令和2年4月15日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	

中国地方の皆様へ

中国地方知事会緊急メッセージ ～ゴールデンウィーク期間中の往来自粛について～

都市部を中心に、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、医療提供体制が危機的状況になることが懸念されています。こうした中、4月16日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発令されました。

中国地方においてもクラスターが発生しており、今後、爆発的な感染を徹底して食い止めるためにも、ゴールデンウィークを迎えるまでの今がまさに正念場です。

新型コロナウイルスとの闘いに完全勝利するために、中国地方知事会として、中国地方の皆様にご協力をお願いいたします。

- **家族・親せき・友人に会うための移動を自粛してください！**
 - ・ゴールデンウィーク期間中に家族、親せき、友人に会うため、移動を考えていらっしゃる方も多いと思います。しかしながら、他地域への移動は、皆様が新型コロナウイルスに感染するリスクを高めます。さらに地域間の人の移動は、地域を越えて感染を拡大させるおそれがあります。
 - ・大切な人の命を守るためにも、特にゴールデンウィーク期間中に家族、親せき、友人に会うための移動は自粛してください。

- **家族・親せきに対して帰省の自粛を呼び掛けてください！**
 - ・ゴールデンウィーク期間中には、家族や親せきが中国地方に帰省されることを計画されているかもしれません。
 - ・今が、爆発的に感染が拡大していくことを防止するための重大な局面であることを御理解いただき、家族や親せきの方々に、帰省を含め、不要不急の外出を自粛するよう呼び掛けてください。

● **企業、団体の皆様のご協力をお願いします！**

- ・5月6日までは、接触機会を減らすという趣旨にも格別配慮していただき、休暇を設定するなど、従業員の出勤を極力減らすことができるようご協力ください。
- ・業務をしなければならない場合にあっても、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らすことができるよう、会議等を見合わせるなど極力工夫しましょう。

● **観光等による移動を自粛してください！**

- ・観光等は、「3密」（密閉、密集、密接）に近づく行動で、その中のひとつであっても、感染リスクを高めます。ご自身はもとより、大切な人の命を守るためにも、観光等による移動は自粛してください。
- ・遠方から人が多く集まるイベント等は、開催について改めてご検討ください。

一人一人の行動が、あなたご自身、ご家族、社会、日本、そして世界を救うことに繋がります。

感染拡大の防止へのご協力をお願いします。

令和2年4月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	

中国5県 移動の自粛継続宣言

～県民の皆様へのお願い～

再び新型コロナウイルスの感染を拡大させない！

命を守るための行動をお願いします

- 緊急事態宣言解除後の気の緩みが感染の再拡大につながります。感染予防や3密防止に努めよう！
- 帰省や旅行など県境を越えた不要不急の移動はやめよう！
- 特に緊急事態宣言の発令地域への移動は慎もう！

令和2年5月15日



令和2年4月8日
関西広域連合

「関西・外出しない宣言」

昨日の「緊急事態宣言」を受け、関西広域連合では、府県民の府県を越えた移動を行わないことを申し合わせ、府県民の責任を自覚した行動を求めて、以下の通り宣言する。

1 外出の自粛

通院や通勤、食品の購入、健康の維持に必要な散歩や運動など生活の維持に必要な場合を除き、とにかく家に居よう。特に夜間営業の飲食店等へ行くことを控えよう。

2 関西での府県を越えた往来の自粛

大阪、兵庫はじめ宣言地域となった地域など人口密集地との往来、人口密集地から他地域への帰省や旅行など、府県を越えた移動は控えよう。

3 当面2週間の自粛の徹底

外出自粛の効果は2週間で現れるといわれている。当面2週間は、徹底した自粛に努めよう。

関西広域連合からGW中の皆様へのお願いです

関西・GWも外出しない宣言 ～緊急事態をみんなで乗り越えよう～

府県民の皆様へ

- ・新緑の季節になりますが、生活維持に必要な場合を除き、5月6日までは、とにかく家に居よう！
- ・ゴールデンウィークは、帰省や観光地、海、山、ゴルフ、釣り、キャンプ、バーベキューなど、府県を越えた移動はやめよう！特に、パチンコ等の利用などでの移動は厳に慎もう！
- ・SNSで人とつながるなど、みんなで工夫して、連休は家で楽しく過ごそう！

事業者の皆様へ

- ・休業要請等の対象施設は、引き続き休業にご協力を！
- ・スーパー、商店街等では、適切な入場制限や行列での人と人との距離の確保にご配慮を！
- ・通勤者の削減が関西の都市部でも未だ5、6割にとどまっている。在宅勤務(テレワーク)や分散出勤、サテライトオフィスの活用等に大胆に取り組み、8割削減を達成しよう！



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

子どもたちと未来を新型コロナウイルスから守ろう！

日本創生のための将来世代応援知事同盟 緊急共同メッセージ

今、世界では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、多くの人々の健康と生命が脅かされています。感染の拡大を抑え込むためには、人の移動を最小限にとどめ、人と人との接触を抑えることが必要であり、これから本格化するゴールデンウィークが、まさにその正念場となります。

このことを踏まえ、私たち「日本創生のための将来世代応援知事同盟」は、我が国の将来を担う大切な子どもたちや若者たちが、現在の危機を乗り越え、未来に明るい希望を持てるよう、国民の皆様に対し、ここに共同してメッセージを送ります。

～ 緊急共同メッセージ ～

< すべての国民の皆様へ >

子どもたちを守るためにも、特に、ゴールデンウィーク期間中、帰省や旅行などでの都道府県境を越えた移動は、絶対にやめてください。

オンライン帰省を活用し、大切な家族・親戚・友人に会いましょう。

あなたの故郷がなくなることは決してありません。今は閑散としている観光地にも、必ず賑わいを取り戻します。

新型コロナウイルスの感染が終息した後、皆様のご来訪を心からお待ちしています。

< 未来を創る子どもたちへ >

学校が休みで、友だちと会えず、さみしい思いをしている児童生徒のみなさん、みなさんのまわりの大人たちも、今、一生けんめいに手ごわいコロナウイルスとたたかっています。必ず以前と同じように、楽しく勉強や友達と遊べる毎日が戻ってきます。

今はつらくても、できるだけ家の外に出ないようにして、人に会うことをさけてください。コロナウイルスに感染しないよう、健康に気をつけながら、家庭での学習にはげんでください。

< 明日を担う若者たちへ >

学業やアルバイトが思うようにできず、故郷へ帰省することもできず、苦しい状況にある若者の皆さん。大変な状況が続いていますが、あなたは決して一人ではありません。あなたの家族や仲間も同じようにこの困難と闘っています。今は人との接触を避け、あなたの健康と命を守ってください。

そして準備しててください。現在の危機を克服し、あなたの夢や志を実現するその日のために、今は静かに力を蓄えててください。

< 今を支える大人の方々へ >

家族が新型コロナウイルスに感染したことや、医療従事者であることなどを理由に、いわれのない差別を受けている子どもたちがいます。保護者の感染によって、生活の不安にさらされている子どもたちがいます。

感染者はもとより、医療機関や感染施設の従事者、そしてその方々のご家族を誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。厳しい状況の中だからこそ、皆が心を一つにし、一丸となって困難に立ち向かっていきましょう。

私たち知事同盟は、次のような取組を進め、子どもたちの生活の安心・安全を守るために全力を尽くすことを宣言します。

- ◆ 現在の環境下においても、可能な限り学びを継続させるため、遠隔教育を積極的に推進するとともに、子どもたちの学習機会を確保するため、9月入学制の導入を含め抜本的な対策の検討を政府に要請します。
- ◆ 家族の感染や生活困窮など困難を抱える子どもたちのため、相談・支援体制を充実します。
- ◆ これから生まれてくる子どもたちのために、妊婦の皆さんに対して、新型コロナウイルスへの不安を解消しながら安心して出産していただく環境を整えます。

令和2年(2020年)4月28日

日本創生のための将来世代応援知事同盟

感染拡大を防止しながら一日も早く経済・社会活動を正常化し、 日常を取り戻すための緊急提言

新型コロナウイルス感染症は、昨年末に中国の感染拡大が確認されてから瞬く間に世界中に拡大し、我が国においても本年1月、初めての感染者が確認されてから急速な拡大が進み、4月7日には一部都府県、さらに4月16日には全国に緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言に基づく外出自粛、一定の事業に対する休業要請等、人と人との接触を削減する戦略により、新規感染者は減少を始め、現在は緊急事態宣言からの出口がようやく見えてきた状況となった。

しかしながら、緊急事態措置は、経済・社会活動とトレードオフとなったことから、この間、宿泊・旅行業、飲食業を中心に消費が著しく減退し、波及的効果も影響して様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生しているのみならず、労働者の収入減や雇用の不安定化により、さらなる消費停滞の悪化スパイラルが現実化しつつあり、景気悪化の規模は大恐慌以来との見方も出つつある。

また、医療機関等においては、適切な防護用具等の不足ともあいまって、施設内感染が頻発し、新型コロナウイルスのみならず一般の医療についても崩壊の危機に直面した。

今後、緊急事態宣言が解除されたのちも、新たなワクチンが開発・普及されるまで1～2年程度が見込まれている。このため、宣言解除の後、感染が拡大し、再び緊急事態宣言が発出されるような事態は何としても回避しなければならない。その間、感染不安から、経済・社会活動が委縮し、日常生活でもずっと怯え続けるような状況も避けなければならない。新たなワクチンが開発・普及されるまでの間、我々は、新型コロナウイルスを完全に根絶させることは当面困難であることを前提に、政府のリーダーシップのもと日本全国での取り組みにより、ウイルスを抑え込みながら、一日も早く経済・社会活動を回復させ、日常生活を取り戻さなければならない。

そのためには、安全な医療体制を確保しながら、国として、感染拡大防止と経済社会活動を両立させる思い切った新たな戦略を構築し、その根拠となる法令を整備して断行することが必要である。

以上を踏まえ、緊急事態宣言解除後の経済・社会活動早期正常化のための戦略として、以下の項目について対策を講じられるよう緊急に提言する。

1. 大規模な新型コロナウイルス感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換

緊急事態宣言が解除された後は、適切な手指洗浄やソーシャルディスタンスなどの感染症対策を維持する「新しい生活様式」を実践しながらも、子供たちが安心して通学し、誰もが友人などと外食を楽しみ、地域は多くのお客様を自慢の観光地にお迎えするなど、感染リスクの高い活動を除き、できるだけ日常の活動を回復させることを目指さなければならない。

そのため、PCR 検査を始めとする検査を大規模に拡大することにより、早期に感染者を発見するとともに、接触者を徹底的に調査して感染を囲い込みつつ、感染者の重症度に応じた適切な施設での治療・療養により、感染の拡大を徹底的に防止することが重要である。このことは有症者に対して受動的に検査を行うのではなく、発想を転換し、偽陰性者及び偽陽性者に配慮しつつ、感染者を効率良く発見するために、適切に検査対象者を設定して検査を大規模に行い、判明した陽性者との接触者を調査・検査し、感染者を適切に治療・療養することにより、先手を打って感染拡大を防止するものである。

我々は感染拡大に対して受け身で対処するのではなく、今や断固たる行動によって「感染拡大を封じ込める攻めの戦略」が必要となっている。

国民や企業の皆さまが将来について展望と安心を持てるように、こうした戦略を示すとともに、実現するために、大胆かつ集中的な政策資源を投入すること。

2. PCR等検査体制の早急な整備

上記1の戦略を実現するため、次の対策を講じ、新型コロナウイルス感染判定の検査数を劇的に拡大させること。

(ア)迅速・簡易なPCR検査及び抗原・抗体検査などを用いた新たな技術開発や規制緩和を行うこと。

(イ)多様な人材の活用、民間・大学の力の活用ができるよう国の政策を総動員すること。

(ウ)機器、試薬等の確保及び人員等の体制を早急に整備するための支援措置を講ずること。

(エ)検査数を拡大するため、検体採取の方法や検査対象基準等について早急に見直すこと。

3. 治療・療養のための施設確保

上記1の戦略を実行することにより、早期に無症状者・軽症者を発見し、療養させることが、感染拡大の抑止に繋がり、結果として、重症者・中症状者は減少すると期待される。上記1の戦略にともない、場合によっては多数発見される新型コロナウイルス感染者の治療・療養に必要な施設、特に軽症者や無症状者を適切に療養できるようホテル等の確保に向け、十分な支援措置を講ずること。

さらに、主要国に比べ弱いとされる重症者・中等症者対応のための医療機能を速やかに大幅に増強すること

4. 積極的疫学調査の徹底のための体制整備

徹底した積極的疫学調査実施のため、保健師等は陽性者の行動歴を調査することに集中させ、接触者にコンタクトして適切な自宅待機・経過観察と検査誘導等を行うための人員体制は、別途、大幅増強すること。

また、PCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発していることから、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。

同時に主要国で導入が進みつつある濃厚接触者追跡アプリの早期導入・普及拡大を含め、ICTを最大限活用すること。

さらに、感染症に、速やかに対応できるよう、常時においても国と地方に専門的な組織を整備・拡充し、これに必要な経費は、臨時の予算ではなく、地方交付税による財政支援を行うこと。

5. 適切な目標設定と段階的な検査の拡大

上記1の戦略を実施するため、PCR検査や抗原・抗体検査の検査数と検査対象範囲について、安心して経済・社会活動に取り組むために必要な思い切った目標を定めること。その際、主要各国での取り組みや世界の有識者の提言を十分に踏まえた水準にするとともに、検査能力拡大に応じた段階的目標を設けること。

また、ごく軽症も含むすべての有症者やすべての接触者への速やかな検査を行うとともに、ハイリスク者の中でクラスターが発生することを防止し重要な社会的機能を守るために、症状の有無に関わらず医療従事者及び入院者、並びに介護従事者及び介護施設利用者等、医療・介護・障害福祉の機能確保に重要な関係者については優先的に検査を行うことを検討すること。

さらに、検査能力の拡大に応じ、順次、対象を拡大するなど、適切な検査拡大のためのロードマップを策定すること。

令和2年5月11日

北海道知事	鈴木直道
岩手県知事	達増拓也
宮城県知事	村井嘉浩
茨城県知事	大井川和彦
福井県知事	杉本達治
山梨県知事	長崎幸太郎
長野県知事	阿部守一
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
滋賀県知事	三日月大造
和歌山県知事	仁坂吉伸
鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
高知県知事	濱田省司
宮崎県知事	河野俊嗣

